



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

退職者医療制度 国保税の負担軽減のため、必ず届け出を！

退職者医療制度とは、会社や役所などを退職して国民健康保険(国保)に加入した人のうち、被用者年金を受給している65歳未満の人と、その被扶養者が対象となる制度です。

対象となる人は、必ず届け出をお願いします。

●どんな人が入るのですか

①厚生年金や各種共済年金を受けている人で、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人(ただし、国民年金は除きます)

②退職者医療制度の該当者本人の被扶養者(年収が130万円[60歳以上の人や障がい者は180万円]未満の人)

●いつから資格ができるのですか

年金の受給権が発生した日からの適用になります。

●届出はどうするのですか

年金証書を受け取って14日以内に、年金証書・国保の保険証(被扶養者がいる場合はその人の保険証も)・印鑑を持って医療介護課の窓口まで届け出をしてください。

※赤穂市では、被用者年金保険者からの通知に基づき、退職者医療制度の該当者には、個別にお知らせしたうえで、退職被保険者資格を職権適用しております。

医療機関窓口での自己負担額の減免等について

災害等により資産に重大な損害を受けた人や、休廃業・失業等の理由により所得が著しく減少した人で、一時的に医療機関窓口での自己負担額を支払うことが困難な場合に、医療費の自己負担額を減免等する制度があります。

また、市民税非課税世帯の世帯主に対しては、自己負担額の一部助成を受けることができる場合もありますので、詳しくは医療介護課国保医療係までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知にご理解を！

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が一定額以上の人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しております(必ずしも全員に通知書が届く訳ではありません)。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額を減らし、また国保財政の健全化を図ることが期待できます。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師にご相談ください。



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について

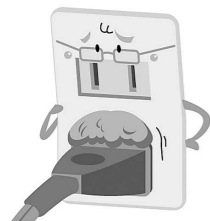
社会福祉法人が運営主体となっている「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」、「訪問介護(ホームヘルプ)」、「短期入所者生活介護(ショートステイ)」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の各サービス(介護予防サービスを含む)は、利用者負担軽減の制度があります。

市民税非課税世帯で、次の①～⑤のすべての要件を満たす方は利用者負担の4分の1(市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと。
- ※申請の際に、世帯全員の所得と預貯金等の状況を申告いただきます。通帳をお持ちください。

8月は電気使用安全月間です

コンセントのプラグは定期的に掃除しましょう



経済産業省 主唱
一般財団法人 関西電気保安協会

8月は「道路ふれあい月間」です

道路はみんなのもので、ルールを守って広く・正しく使しましょう。ゴミ、空き缶のポイ捨て、無断の張り紙、はみ出し看板の設置はやめましょう。

国土交通省 兵庫県県土整備部 赤穂市

個人事業税・住民税の納期のお知らせ

個人事業税の第1期分の納期限は9月1日(月)ですので、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関で納めましょう。

また、個人住民税(普通徴収)の第2期分の納期限も、同じ9月1日(月)になっています。

龍野県税事務所 ☎ 0791・63・5670
赤穂市税務課 ☎ 43・6803

長期未着手都市計画道路及び都市計画公園(緑地)見直し素案に対するご意見を募集します

市では、都市計画決定後、長期にわたり事業が行われずに現在に至っている都市計画道路及び都市計画公園(緑地)について、見直し素案を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

- 都市計画道路及び公園(緑地)見直し素案の公表方法
 - ▽市のホームページに掲載
 - ▽市内各公民館(9カ所)で供覧
 - ▽建設経済部都市整備課で供覧
- 募集期間 8月11日(月)～9月10日(水)
- 提出方法
 - 見直し素案に対するご意見に、住所、氏名、電話番号をご記入の上、建設経済部都市整備課まで持参(土日を除く)、郵送、FAX及びメールのいずれかの方法で提出してください。(書式自由、9月10日(水)必着)
- 提出できる人
 - ▽市内に在住、在勤、在学の人
 - ▽市内に事務所や事業所等がある法人、団体等
- 結果の公表
 - 提出されたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表します。

(注)▽ご意見をいただいた方の氏名等の公表はいたしません。▽ご意見に対する個別の回答はいたしません。▽内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

都市計画区域マスタープラン(西播磨地域)等の見直しに係る「区域区分」及び「防災街区整備方針」の市素案の閲覧について

兵庫県では、社会情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに「都市計画区域マスタープラン」等の見直しを行っております。この度、平成27年度に見直しを行うためのこの計画のうち、「区域区分」及び「防災街区整備方針」について、市素案の閲覧ができます。

- 閲覧内容
 - ①区域区分について
 - ②防災街区整備方針について
- 閲覧期間 8月11日(月)～25日(月)
- 閲覧場所
 - 建設経済部 都市整備課

提出・問い合わせ先
建設経済部 都市整備課
〒678-0292 (住所不要) ☎ 43・6828
FAX 43・6892
E-mail: tosikei@city.ako.lg.jp

国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

「ねんきんネット」をご利用ください！

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」では、年金に関する便利なサービスをインターネットからご利用いただけます。

ご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

- ①いつでも、最新の年金記録を確認できます。
- ②ライフプランに合わせて年金見込額の試算ができます。
- ③「ねんきん定期便」や年金の支払いに関する通知書を確認できます。

◆年金記録照会を希望する人は、市役所でも利用いただけますので、お気軽に市役所年金担当へお問い合わせください。

*申請時には本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ～年金額アップ・年金の受給資格を得られる可能性があります！

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある人は、お申し込みにより、平成27年9月までに限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています。(「後納制度」といいます)

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては、

772,800円 *平成26年4月時点の満額の年金額 = 1,610円(年額)増額
480ヵ月(40年×12ヵ月)

された年金額が毎年支給されます。